

# 第114回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第5日)

令和5年12月20日(水曜日)

出席議員  (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	江見秀樹
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	大下順世
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	山崎二郎
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪弘
	建設課長	笹谷一博	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	福岡真一郎	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	横本宗治	会計課長	内海義文
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	高見浩樹
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第1．議案第71号 佐用町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第2．議案第72号 佐用町コミュニティ・プラント条例の制定について（委員長報告）
- 日程第3．議案第73号 佐用町農業集落排水処理施設条例の制定について（委員長報告）
- 日程第4．議案第74号 佐用町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第5．議案第75号 佐用町簡易水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第6．議案第93号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第7．同意第21号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8．閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 日程第9．議員派遣について
- 

午前09時30分 開議

議長（小林裕和君） おはようございます。皆様、早朝よりご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

今期定例会も最終日を迎えましたが、本日も、慎重にご審議賜りますよう、お願いいたします。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴の際、守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますよう、お願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。それでは、直ちに日程に入ります。

---

- 日程第1．議案第71号 佐用町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第2．議案第72号 佐用町コミュニティ・プラント条例の制定について（委員長報告）
- 日程第3．議案第73号 佐用町農業集落排水処理施設条例の制定について（委員長報告）
- 日程第4．議案第74号 佐用町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第5．議案第75号 佐用町簡易水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について（委員長報告）

議長（小林裕和君） まず、日程第1から日程第5については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第71号、佐用町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法

の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第5、議案第75号、佐用町簡易水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてまでの5件を一括議題とします。

議案第71号から議案第75号は、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託していますので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、金澤孝良議員。

〔産業厚生常任委員長 金澤孝良君 登壇〕

産業厚生常任委員長（金澤孝良君） おはようございます。

産業厚生常任委員会に付託されました案件について、報告いたします。

委員会に付託されたのは、議案第71号、佐用町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。議案第72号、佐用町コミュニティ・プラント条例の制定について。議案第73号、佐用町農業集落排水処理施設条例の制定について。議案第74号、佐用町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について。議案第75号、佐用町簡易水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についての5件であります。

審査日時は、令和5年12月6日、火曜日、午前9時28分より午前10時40分まで、役場第1庁舎西館3階、議員控室で行いました。

出席者は、委員7名と議長。当局から、町長、副町長、総務課長、上下水道課長、業務運営室長、事業推進室技術参事、事業推進室長。

事務局より、事務局長、室長であります。

まず、当局に追加説明を求めました。

議案第71号より75号までは、地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う条例の整備に関係があるので、資料1、資料2に基づいて一括で説明を受けました。

まず、1つ目に、地方公営企業とは、地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、直接経営する企業活動を総称して「地方公営企業」といい、会計については、独立採算制を基本としながら、一般会計が負担してもよい。基準内繰入れが認められている。ただ、佐用町では、基準内繰入れだけでは、使用料が高額となるため、近隣市町の使用料金を考慮し、基準外繰入れ、及び内部留保金の補填で対応している。

2つ目、地方公営企業法適用の背景として、上水道、下水道については、平成27年から平成31年の間、人口3万人以上の自治体を対象に地方公営企業会計に移行するように、総務省から要請があった。さらに、平成31年1月には、人口3万人以下の自治体も平成31年度から令和5年度までの5年間で、地方公営企業会計に移行するように要請があった。

国の意図として、公営企業会計を導入し、経営・資産等の把握、社会状況に対応可能な柔軟な経営などを推進しているが、適正化を図っていくということは、料金の値上げを前提としているという、当局の説明がありました。

3点目、令和5年4月1日時点の人口3万人未満の団体における公営企業会計適用の状況は、兵庫県では、佐用町を省く市町は、上下水道事業の全部適用で企業会計の適用済みとなっている。簡易水道事業は、佐用町のみとなっている。

4点目、公営企業会計とは、収益的収支と資本的収支を記帳する複式簿記になる。付加価値の合計や蓄積された財産を同時に表現できる。

公営企業会計導入による利点、経営成績や財政状況の明確化として、発生主義の採用。複式簿記の採用。損益取引との区分。決算の早期化。使用料対象原価の明確化などである。

5点目として、官庁会計と公営企業会計の相違点はということで、官庁会計は単式簿記。

企業会計は複式簿記である。

6 点目、適用される規定の範囲は、地方公営企業法の全部を適用する全部適用と財務会計に関する規定のみを適用する財務適用があるが、佐用町は財務適用を行う。

7 点目、財務適用を選択する理由として、国は、経営状況と財務状況の明確化に主眼を置いているので、財務に関する規定のみの適用であっても将来にわたり持続可能な上下水道事業経営を行うことが可能ということで、財務適用を選択したとのこと。

職員の身分、人員、業務の効率化についての説明も同時に受けました。

8 点目、公営企業会計移行に向けた条例の制定は、公営企業会計を導入するためには、地方公営企業法が適用される必要がある。「佐用町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」の制定等により、地方公営企業法に基づく上下水道事業を設置し、財務規定を適用することで、公営企業会計を適用することになる。この適用により様々な条例・規則等の制定、改正が必要となる。全部適用か財務適用かで、制定・改正を要する条例・規則等は異なる。

以上の説明を受けましたので、審査に入りました。

まず、議案第 71 号、佐用町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての質疑で、財務規定の適用に伴い、関係条例の整備が生じたとのこと、従事者の増減はあるのか。答弁は、今の人員体制でいけるように、財務適用を選択している。

次の質疑は、町内の面積が 307 平方キロメートルと広大で高低差もあることから、施設の維持管理が難しいと思うが、上下水道に加入されていない家は幾らあるのか。答弁は、未加入の件数は分からないが、上下水道ともに 99%前後の加入率である。

以上で、質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決は、全員賛成で、議案第 71 号は原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第 72 号、佐用町コミュニティ・プラント条例の制定についての審査に入りました。

質疑で、別表 2 のような「51 人～60 人槽」のような、大きな店舗用のようなものはあるのか。答弁は、別表 2 はコミプラですので、そういった大きな人槽は今のところはない。

質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決は、全員賛成で議案第 72 号は、原案のとおり可決であります。

次に、議案第 73 号、佐用町農業集落排水処理施設条例の制定についての審査に入りました。

質疑、討論はありませんでした。

採決は、全員賛成で、議案第 73 号は、原案のとおり可決であります。

次に、議案第 74 号、佐用町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定についての審査に入りました。

質疑、討論はありませんでした。

採決を行い、全員賛成で議案第 74 号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 75 号、佐用町簡易水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についての審査に入りました。

質疑は、説明で内部留保金があると言われたが、幾らぐらいか。答弁は、上月上水の公営企業会計の中に約 4 億 9,000 万円ほどあります。

続いての質疑は、従事者の年数が、4 年が 2 年に、5 年が 2 年 6 か月と半分になっているが、どうなのか。答弁は、上水の基準の年数があって、それを簡水の年数にいたしました。

これで、質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決は、全員賛成で、議案第 75 号は、原案のとおり可決であります。  
以上で、産業厚生常任委員会に付託されました 5 件の案件の審査を終わります。  
なお、詳細については、議事録をご覧ください。以上です。

議長（小林裕和君） 委員長の審査報告は終わりました。  
それでは議案第 71 号から順に、委員長報告に対するの質疑、討論、採決を続けて行います。  
まず、議案第 71 号、佐用町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 委員長報告の中で、最初に説明された、たくさんありましたけれど、料金の値上げを前提にしているという文言がありました。その件については、委員会では特に、今、大変ですので、その料金を引き上げていくようなことについて歯止めをかけるようなことなど、どのような見解というか、制度が変わることによってそういったことにはならないようにしていくということで、ちょっと、説明を加えていただけますか。

〔産業厚生常任委員長 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤委員長。

産業厚生常任委員長（金澤孝良君） 特に、質疑はなかったんですけども、その説明の前に、基準内繰入れが認められているんですけども、それで、佐用町は近隣市町の料金を考慮し、基準外繰入れ及び内部留保金の補填で対応できるということで理解をしております。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。  
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより議案第 71 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 71 号は、原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第 72 号、佐用町コミュニティ・プラント条例の制定について、委員長報告

に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより議案第 72 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定  
することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 72 号は、原案のとおり可決されま  
した。  
続いて、議案第 73 号、佐用町農業集落排水処理施設条例の制定について、委員長報告に  
対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより議案第 73 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定  
することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 73 号は、原案のとおり可決されま  
した。  
続いて、議案第 74 号、佐用町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定  
について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより議案第 74 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 74 号は、原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第 75 号、佐用町簡易水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。  
これより議案第 75 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 75 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 6 に入ります。日程第 6、第 7 は、本日追加提出の案件ではありますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

---

日程第 6 . 議案第 93 号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君） それでは日程第 6、議案第 93 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。



提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 93 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、戸籍法の一部が改正されたことにより、手数料の追加及び所要の文言の整備を行うものでございます。

追加する手数料は、電子証明書提供用識別符号の発行手数料で、戸籍電子証明書提供用識別符号が 1 件につき 400 円、除籍電子証明書提供用識別符号が 1 件につき 700 円でございます。

本籍地の窓口において電子証明書提供用識別符号を請求すると、一人一人に電子証明書提供用識別符号が新たに設定され、取得できるようになります。

現在、戸籍情報を必要とする行政機関の行政手続きに、戸籍謄本などを添付しておりますが、この電子証明書提供用識別符号を提出することによって、戸籍謄本などの提出を省略することができるようになるというものでございます。

具体的には、まずは、令和 6 年度末から一般旅券、パスポートの発給申請手続きで利用開始される予定となっており、パスポートの新規発行の申請をする際に、取得した電子証明書提供用識別符号を提出すれば、戸籍謄本の添付が不要になるというものでございます。

この改正は、戸籍法の一部を改正する法律が令和 6 年 3 月 1 日に施行されることに伴い、新たに規定するものであります。

以上、ご説明を申し上げます。ご承認をいただきますように、よろしく願いいたします。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 93 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 93 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 93 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7. 同意第 21 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 7 に入ります。

それでは、日程第 7、同意第 21 号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました同意第 21 号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件は、教育委員、花尾睦明（はなお むつあき）氏の任期が令和 5 年 12 月 26 日をもって満了するため、引き続き教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

任期は、同法第 5 条第 1 項の規定により、令和 9 年 12 月 26 日までの 4 年となります。

なお、花尾氏の略歴につきましては、再任でございますので説明は省略させていただきます。

ご同意いただきますように、どうぞ、よろしく願いいたします。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

この際、お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第 21 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第 21 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって同意第 21 号は、同意することに決定しました。

---

日程第 8. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 8、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。

お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙、申し出のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各委員会の所管事務調査については、別紙申し出のとおり決定しました。

---

#### 日程第9．議員派遣について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第9、議員派遣についてを議題とします。  
お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思います。  
なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、別紙に記載のとおり、派遣することに決定しました。

---

議長（小林裕和君） 以上で、本日の日程は終了しました。  
お諮りします。これをもちまして、今期、定例会に付議されました案件は、全て終了しましたので、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、第114回佐用町議会定例会はこれをもって閉会します。

午前10時04 閉会

---

#### 議長挨拶

議長（小林裕和君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。  
12月4日に開会した第114回佐用町議会定例会も本日閉会となりました。議員各位におかれましては、今期定例会に上程されました各案件全てにおいて、慎重審議をいただき、適切な判断をいただきましたこと、ありがとうございます。また、当局の皆様を含め、今年1年、円滑な議会運営ができましたこと、改めて感謝申し上げます。  
本年もあと、10日余りとなりました。年末の慌ただしさが感じられます。  
コロナ感染症及びインフルエンザは、依然と続いており、また、年末に向け、寒さも一段と厳しさをます予想でありますので、議員の皆様をはじめ当局の皆様、町民の皆様には、体調に十分留意され、年の瀬を締めくくっていただきますよう、お願いいたします。  
国においては、政治とお金、エネルギーに端を発する物価高等経済の問題、不安定な国際情勢にかかる外交等、難しい時代に入っておりますが、新しい年2024がよい年でありますように、また、皆様方がご家族おそろいで健やかに新年をお迎えいただくことを祈念して、挨拶とさせていただきます。

それでは、町長、挨拶をお願いします。

#### 町長挨拶

町長（庵途典章君）                    どうも、お疲れさまでした。

この後、少し、皆様に、また、報告させていただく事項がありますけれども、ひとまず、本定例会閉会に当たりまして、御挨拶をさせていただきます。

まずは、本定例会に上程させていただきました、それぞれの案件につきまして、ご審議いただき、全て原案どおりご承認いただきまして、ありがとうございました。

議長も御挨拶ございましたように、今年も残り、あと10日ほどになりまして、この1年振り返りますと、コロナもようやく、少し5類ということで落ち着いて、コロナ前の日常が少しずつ戻ってきた中で、議員各位におかれましても元気にご活躍をいただき、大変お世話になりまして、ありがとうございました。

この1年、ここ1月、年明け早々、1月にあの記録的な大雪が降りまして、その後、夏は、本当に猛暑猛暑が続き、秋も猛暑の延長で非常に秋らしい爽やかな天気というのがなかった感じがします。そうしていると急に、このところのように一気に非常に寒い日が、冷え込みが来て、冬に入るといふ、本当に異常気象というのが、本当に年々、何か、進んでいるという。非常にこのへん、不安に感じるところですけれども、ただ、佐用町におきましては、今年は、全国的には、次々と、そうした気象災害ありましたけれども、台風の影響もほとんどなくて、大雨もなくて、災害のない比較的穏やかな中で、1年が終えること、本当に感謝をしたいと思っております。

来年、先ほどの議長のお話のように、非常に世界情勢、日本の国内も混沌としてきておりますけれども、佐用町にとって、町民の皆さんが安心して、日々暮らしていただけるような安定した行政、町を引き続き、まちづくりに努めていきたいと考えておりまして、議員各位におかれましても、一緒に佐用町のために元気にご活躍をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

今、コロナも大分落ち着いたと言いながら、また、少し感染が、ちょっと増えている感じがいたします。11月は18人ぐらいだったんですけれども、はや今のところ、昨日までで36人ということで、職員にも感染者が出ておりますし、身近にも、そうした方が、ポツポツおられるのではないかと思います。

また、インフルエンザも相変わらず、そんなに一斉にという、広がっているという感じじゃないんですけれども、やはり、インフルエンザのほうも感染者出ておりまして、そのへん、こうして寒さが一気に募ってきましたので、体調管理、それぞれ健康に気をつけて、元気にこの1年を終えていただき、本当によい年をお迎えいただきますように、ご祈念申し上げます、御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。